

# 目 次

## ○第1号（4月22日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期決定について	3
日程第 3 承認第 1号 専決処分について（榛東村税条例の一部を改正する 条例）	3
日程第 4 承認第 2号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一 部を改正する条例）	7
日程第 5 承認第 3号 専決処分について（令和3年度榛東村公共下水道事 業特別会計補正予算（第3号））	11
日程第 6 承認第 4号 専決処分について（令和3年度榛東村農業集落排水 事業特別会計補正予算（第4号））	14
日程第 7 議案第37号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第1号）につ いて	15
閉 会	19

令和 4 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号

4 月 2 2 日 (金)

# 令和4年第3回榛東村議会臨時会会議録第1号

---

令和4年4月22日（金曜日）

---

## 議事日程 第1号

令和4年4月22日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 承認第 1号 専決処分について（榛東村税条例の一部を改正する条例）

日程第 4 承認第 2号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 承認第 3号 専決処分について（令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））

日程第 6 承認第 4号 専決処分について（令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））

日程第 7 議案第37号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	齊藤 将史 君	3番	三 俣 実 君
4番	波多野 佐和子 君	5番	中 島 由美子 君
6番	生 方 勇 二 君	7番	善養寺 孝 君
9番	小野関 治 義 君	10番	清 水 健 一 君
11番	小 山 久 利 君	12番	南 千 晴 君

欠席議員（1名）

2番 須 田 仁 美 君

---

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直 美 君
総 務 課 長	清 村 昌 一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘 行 君
税 務 課 長	岩 田 彦 一 君	健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君
産 業 振 興 課 長	山 口 誠 一 君	上 下 水 道 課 長	富 澤 光 彦 君
教 育 長	阿 佐 見 純 君	教 育 委 員 会 長	足 達 哲 也 君
		事 務 局 長	

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 飯 塚 邦 守 書 記 新 井 佐 智 子

## ◎開会・開議

午前10時00分開会・開議

○議長（小山久利君） 改めまして皆さん、おはようございます。

ただいまより令和4年第3回榛東村議会臨時会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。本日、須田仁美議員から体調不良のため欠席の届出がございました。

本日の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。



## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小山久利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

9番小野関治義議員、10番清水健一議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。



## ◎日程第2 会期決定について

○議長（小山久利君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第3回臨時会の会期については、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日の1日限りと決定いたしました。



## ◎日程第3 承認第1号 専決処分について（榛東村税条例の一部を改正する条例）

○議長（小山久利君） 日程第3、承認第1号 専決処分について承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 第1号 専決処分についてご説明申し上げます。

専決処分書については、議案書1ページから、新旧対照表は議案参考資料の2ページからとなります。説明については、議案参考資料により説明をさせていただきます。

議案参考資料の1ページをお願いいたします。

初めに、趣旨・目的ですが、令和4年3月31日に公布された地方税法等の一部改正に伴い、榛東村税条例の規定内容について、地方税法等の改正に合わせた所要の改正を直ちに行う必要が生じ、また、

特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものです。

続きまして、主な改正点について説明申し上げます。なお、説明するに当たり、表記の部分を前後して説明することがございますが、ご了解ください。

第34条の7の改正は、個人村民税の寄附金税額控除に関わる改正で、経過措置の終了に伴うものです。第73条の2の固定資産課税台帳の閲覧の手数料に関わる改正と第73条の3の固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料に関わる改正は、固定資産課税台帳の閲覧に関する法律改正によるものです。

附則第10条の2の改正は、附則法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関わる改正で、法律改正に伴う項ずれの反映によるものです。

附則第10条の3の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関わる改正で、省エネ改修工事を行った住宅に関わる特例の拡充等に伴うものです。

附則第12条の改正は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関わる改正で、宅地等に関わる負担調整措置の改正に伴うものです。

なお、今回の条例改正の施行日は、令和4年4月1日となります。関係法令及び予算措置については、議案参考資料のとおりです。

以上で、承認第1号 専決処分についての説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番生方議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 固定資産税の関係で質問させていただきます。

ただいまの説明の中で、閲覧の手数料、それと証明書の交付手数料、これが改正になるということでございますけれども、これは上がるんでしょうか、下がるんでしょうか。

○議長（小山久利君） 税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） こちらの改正については、金額的な改正ではなくて、DV被害とかそれら個人情報等の関係を条例に反映するための条例改正となっております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5 番中島議員。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） ただいまのご説明の中で括弧書きの条文の名前、そして附則のところは、法附則とお読みになったんですけれども、これを昨日夕方いただいて、確認するのにやはりそういうところ法が入っていないと、下には関係法令が施行令とか政令とか入っていたりするので、そういうふうに記載していただかないと分からなかったものですから、ちょっとその一部改正と、どういうふうに地方税法の改正で書かれているのか、ちょっとご説明をいただきたいと。

そして、4月1日ということ、いとまはないということなんですけれども、既にこれが施行されて、どのような状況が具体的に現場、税務課で起きているのか、ちょっとその2つを教えてください。

○議長（小山久利君） 税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 最初の質問、法附則ですとかそういった言葉の部分なんですけど、あくまでもこちらの条例改正につきましては、地方税法等の改正に伴うものですから、総務省から示された条例例に基づいて作成のほうを行っております。

2番目の質問の中で、現状、現場のほうはどのようになっているかという部分ですが、実際、まだ施行になってから1か月たらずに執務のほうを行っている中で、実際この関係で該当するものはございません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 今、ご説明ありましたけれども、地方税法、法第34条の7の関係というのは、どういうふうに法のほうで言われているのか、ちょっと見る間がなかったので、ここにも法がないので、ちょっと読み上げていただいてもいいですか。いずれの法についても。

○議長（小山久利君） 確認は個々で行ってください。

ほかに質疑ございませんか。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 今のやつですけれども、確認ではなくて、その法律がどのように改正されたのかということを知っているんですけれども。

○議長（小山久利君） 読み上げてくださいということは、読めば書いてあることなんで、自分で判断してください。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 先ほども議運の委員長におっしゃった、話ししたんですけれども、昨日の

夕方百何十ページという法改正と施行令を議長はご覧になって、今、そういうふうに発言しているんでしょうか。

○議長（小山久利君） それを全部読み上げろということですか。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） いいえ、とんでもない。34条、ここに書かれている内容をということですけども。だからこういうふうに改正したという説明が全くないじゃないですか。何を議論するんでしょうか、私たちは。法律がどう改正されたかわからないと議論できないですよ。

○議長（小山久利君） 読めば書いてあるとおりになんですけれども。

〔発言する声あり〕

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

○5番（中島由美子君） 議事進行。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 議論という、議会というのは、熟議、審議するところなので、その法律がどういうふうに改正されたかが分からないで、この条文を拝見することはできないと思うんですけれども。議長。

○議長（小山久利君） 議事進行に関係ない発言として取り上げません。

ほかに質疑ございませんか。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） それでは、個人村民税の寄附金税額控除に係る改正というところが、34条……。

○議長（小山久利君） 4問目なんで。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 3問目は、だって議長、答えさせなかったじゃないですか。今、ちゃんと議事録を見て確認してください。もし、4問目だと言うのであれば。テープを確認してください。

○議長（小山久利君） 認めない質疑も1問としてカウントしますので。よろしく願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

○議長（小山久利君） ただいま異議ありの声がありました。  
暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

---

午前10時13分再開

○議長（小山久利君） 再開いたします。

ただいま、中島議員より異議ありとの声がありました。本議案に対して委員会付託を省略することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 賛成多数。

よって、本案は委員会付託を省略したいと思います。

続きまして、討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第1号 専決処分について承認を求める件について、原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◇

#### ◎日程第4 承認第2号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（小山久利君） 日程第4、承認第2号 専決処分について承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、承認第2号 専決処分について、説明申し上げます。

議案書につきましては4ページでございます。議案参考資料は8ページをお願いします。

議案参考資料により説明をいたします。

概要につきましては、令和4年3月31日に地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、榛東村国民健康保険税条例の規定内容について、所要の改正を直ちに行う必要が生じたものです。

また、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の対象期間が延長されたため、併せて改正を行う必要があり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

主な改正の内容ですが、1は第2条関係として、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に引き上げるものです。

次に、2として、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円に引き上げるものです。

3として、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免に伴う財政支援の対象とする国民健康保険税の納期限が、令和4年3月31日から令和5年3月31日に延長されたものでございます。

次に、附則でございます。施行期日につきましては、令和4年4月1日、適用につきましては、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

9ページからは新旧対照表でございます。説明は省略させていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 先ほどと同様の質問ではないですが、地方税法及び施行令、改正でやったということなんです、国保税の限度額が2万円上がると書かれているように読めるんですけども、これは地方税法でどのようにやりなさいと指示しているのか、法律が定めているのか、そしてそれをしないとどういうことが村で起きるのか。63万円のままだと駄目なのかどうかということの説明してください。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 法律の中で2万円引き上げるようにという改正でございます。この改正につきましては、限度額をそれぞれ引き上げるということで、高所得層に負担を求めることになるんですけど、そういったことで中間所得層の負担軽減につながる改正というふうに承知しております。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 2問目が回答ないですけれども、63万円じゃ足りないかということ。

○議長（小山久利君） 上位法の改正によるものなんで、国のほうに確認を取ってください。

ほかに質疑ございませんか。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいまの回答は間違っていると思うんですけれども。上位法が改正されたからといって、全て改正しなければならないんですかということを知っているんですけれども。その場合にどんなペナルティーがあるかと、声にはしませんでしたが、そういうことを知っているんですけれども。2問目ですよ。1問目の2問目。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安田 睦君） ペナルティーということはないと思うんですが、国民健康保険につきましては、県内統一のいろんなところが方向になっておりますので、そこも加味しながら地方税法の改正に伴って、同様に改正をいたしました。

以上です。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、県内統一ということでございましたけれども、県内統一の国保連合会、国保の会とかあるようでございますけれども、そういう中で議論されたんでしょうか、されていないんでしょうかということが1問目。

2問目は、企画財政課長に、今、ペナルティー等はないと思いますけれどもということでしたけれども、統一だから上げるということで、これは村民にこういうふうの説明をしなくちゃいけないんですけれども、全くそれを上げないというところはないんですか。企画財政課長、それで2つです。

よろしく申し上げます。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 上限が上がるということでございまして、議論ということですが、これに関してのその会議の中で、議論ということはしておりません。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安田 睦君） ペナルティーが云々ということでしたよね。それに対する回答は、ペナルティーというところはないと思います。ただ、上限を上げさせていただいて、ただ、ぎりぎり高所得の方に負担が少し増えてしまうところではあります、全体として税額を上げたとかそういうことではありませぬので、住民の方への負担は、本当にごく一部の方は影響あるというところはある

とは思いますが、全体としては税を、逆に下げてはおりますので、負担が多くなったとかそういうところもないと思います。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、負担はないでしょうと、一部の方以外ということでしたけれども、あと議案参考資料で予算措置が不要ということでしたけれども、増えるから不要なんでしょうけれども、これ、私ども議員も今日初めて、昨日聞くという内容でございます。村民である、たとえ高所得者であっても村民のお一人であるその人に何ら広報等でお知らせすることなく、チラシをまくことなく、2万円上がりました、国が上がりましたから上がりましたということで、納税通知書が出るようになるのでしょうか。

それと、2問目は、そういったお知らせはどのように考えているのか、どのようにするのか、説明してください。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

---

午前10時23分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 周知はこれからになりますので、広報等について、毎回この辺については、改正はありますので、広報等で周知はしていきます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議ありの声がございました。

承認第2号については、委員会付託を省略することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 賛成多数。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいまの説明を聞きまして、村民の高所得の一部の方とはいえ、議論なくして専決で63万円が65万円に増税するということは承認できません。

以上です。

○議長（小山久利君） 続きまして、賛成する議員の討論を許可いたします。

6番生方議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいまの案件につきましては、説明のとおり、上位法に基づく改定がされるものでありまして、榛東村だけがこれに従わないということもおかしな話になるかと思えます。そのようなことも踏まえて、一部の高所得者に限っては影響あるかもしれないということで、全般的には、村民、多くの皆さんに負担がかかるというようなことはないという説明もございました。よって、私は賛成をいたします。

○議長（小山久利君） ほかに反対の討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第2号 専決処分について承認を求める件について、原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 賛成8。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎日程第5 承認第3号 専決処分について（令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））

○議長（小山久利君） 日程第5、承認第3号 専決処分について承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 専決処分について提案説明をさせていただきます。

議案書6ページ、参考資料11ページをご覧ください。

最初に、議案書6ページでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりましてこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議案書7ページをご覧ください。

専決処分書です。

令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を行ったものでございます。

なお、補正としては、歳出のみで歳入に影響はございませんでした。

議案書8ページにおきまして、総務費を7,000円減額し、公債費を7,000円増額といたしました。

続きまして、参考資料11ページをご覧ください。

補正の概要でございます。

こちら概要でして、12ページに歳出のみの事項別明細書がございます。

13ページにおきまして、総務費の需用費を7,000円減額し、公債費の元金を1,000円減額し、利子を8,000円増額した内容となっております。

こちらは簡易生命保険資金の償還に当たりまして、8,000円の不足が生じまして、これを歳入に影響を与えずに、歳出内にて調整をしたものでございます。

専決処分後は、会計処理を行いまして、3月31日付で相手先に償還がなされました。

本来であれば、事前に補正予算のご議決をいただき、また、そもそも過不足が生じないように予算見積りを行うべきでしたが、補正予算及び専決処分にまで及び、担当課長として深くおわびを申し上げます。

ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(小山久利君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

[5番 中島由美子君発言]

○5番(中島由美子君) まだ3月の補正の議決をしたのが記憶に新しいんですけども、その時点では分からなかった補正ということによろしいでしょうか。

○議長(小山久利君) 上下水道課長。

[上下水道課長 富澤光彦君発言]

○上下水道課長(富澤光彦君) 議員のおっしゃるとおりでございます。

ただ、請求書が来たのは、3月14日、議会後であったんですけども、当然、それまでに予算見積りはしておくべきだったと思っております。重ねておわび申し上げます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 請求書ということでございました。一般質問と予算の質疑等でもお話し申し上げましたけれども、公営企業にまた農集等なるということでございます。非常に村の企業経営の屋台骨でございます。大変だと思っておりますけれども、人事面におかれましても十分な対応されて、このような補正が僅か1か月で出てこないように対応されるとよろしいのではないかと思うんですけども、今後の見通しとしていかがでしょうか。もっと難しくなると思うんですけども、公共下水等。そこについて見通しを、またこういうようなことが来年もあるのかなということをお尋ねします。

○議長（小山久利君） 質疑をお願いいたします。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今回の件というのは注意すればできたのを防げたということでございましょうか。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） はい。私のほうでしっかり見ておけば事前に防げたものかと思いません。誠に申し訳ございませんでした。失礼します。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、承認第3号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第3号 専決処分について承認を求める件について、原案のとおり承認する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎日程第6 承認第4号 専決処分について（令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））

○議長（小山久利君） 日程第6、承認第4号 専決処分について承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

[上下水道課長 富澤光彦君発言]

○上下水道課長（富澤光彦君） 専決処分につきまして提案説明をさせていただきます。

議案書9ページ、参考資料14ページをご覧ください。

最初に、議案書9ページでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条3項の規定によりまして、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案書10ページをご覧ください。

専決処分書でございます。

令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を行ったものでございます。

なお、補正としては歳出のみで、歳入に影響はございませんでした。

議案書11ページにおきまして、総務費を76万9,000円増額し、管理費を76万9,000円減額いたしました。

参考資料14ページをご覧ください。補正の概要でございます。

15ページに歳出のみの事項別明細書がございます。

続いて16ページにおきまして、総務費の公課費、消費税を76万9,000円増額し、需用費を76万9,000円減額した内容となっております。

特別会計につきましては、一般会計と相違し、一定の条件の下、消費税の課税事業者となっております。これに基づき、令和3年度消費税申告を行ったところ、76万9,000円の還付が見込まれたことから、これを踏まえまして、3月に減額補正を行ったところでございます。しかしながら、税務署からの還付に相当の期間を要し、また令和3年度におきましては、当該特別会計は、公営企業化に伴い、出納整理期間がないという状態でございます。この補正をしなければ3月31日に予算決算ができないという状態に陥り、やむを得ず専決補正を行ったものでございます。

なお、現在は税務署に再度確認をいたしまして、通常年度であれば適応できた出納整理期間中の消

費税還付を確認しておりますことをご報告申し上げます。

本来であれば、事前に補正予算のご議決をいただき、また、そもそも過不足は生じないように予算見積りを行うべきでしたが、補正予算及び専決処分にまで及び、担当課長として深くおわびを申し上げます。

また、当該特別会計の有終に当たりまして、専決を行いましたことを重ねておわびを申し上げます。ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、承認第4号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第4号 専決処分について承認を求める件について、原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◇

## ◎日程第7 議案第37号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について

○議長（小山久利君） 日程第7、議案第37号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

[企画財政課長 早川弘行君発言]

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第37号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

議案書につきましては12ページ、それから、議案参考資料につきましては17ページお願いいたします。

本日の説明は、議案参考資料にて説明させていただきます。

一般会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ1,529万円を追加し、総額を62億7,769万円とするものでございます。

今回の補正は、村有林ののり面が崩れ、林道に石等が落ちてきておりますので、これを補修、改良工事を行うもののほか、村内小・中学校の修学旅行がコロナの影響により中止になった場合のキャンセル料や、密にならないようにバスの台数を増やした場合の自動車借上料を負担するための予算でございます。

歳入でございますが、17款2項県単林道改良補助金726万円、20款1項財政調整基金繰入金803万円、歳出ですが、6款2項林業振興費1,210万円、10款1項学校教育総務費319万円。

榛東村一般会計補正予算（第1号）の説明は以上でございます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番生方議員。

[6番 生方勇二君発言]

○6番（生方勇二君） 議案参考資料の21ページをお願いします。

林業振興費、これが設計と工事ということで、今回上がっておりますけれども、これ、災害復旧と申しますか、そのような事業を行うために県に申請をして、それが認められたことによって、上程をされたものということでよろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長 山口誠一君発言]

○産業振興課長（山口誠一君） お答えいたします。

今回、補正を組ませていただきました改良工事でございますが、発生事案につきまして、県の担当者と調整をさせていただき、4年度当初予算が組まれた後の申請ということでご協議いただき、内示をいただいたことにより、今回、補正予算を組ませていただき、今後は申請等の手続に入りたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 災害というお話ございましたけれども、現場はあれでしょうか、災害が起きたのは、もう前で、その予算がついたのが今という、今の説明ですかね。富士見峠から上のところの右側という場所、総務委員会で見に行ったところなのかどうか。

その後、災害がまた起きて被害が広がったのかどうか。

その2つについて、お願いします。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 初めに、反問権でお願いいたします。

総務委員会で現場を見たというのは、夏頃の話の場所でしょうか。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） はい。

○産業振興課長（山口誠一君） 分かりました。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 昨年度の夏に、総務委員会で見ていただいた場所は、今回の落石のあった場所よりも上部の場所でございます。

今回につきましては、一昨年、同様に路肩が少し沈下したことにより、県事業で工事を行った周辺ののり面側での落石ということで、3月以降、4月に入ってからですが、若干の落石の状況がまだ続いております。このため富士見峠から榛東村と吉岡町の境までの間、こちらについては通行止めということで、万が一落石に巻き込まれる通行者がいても、大変な事故にもなりかねませんので、今現在、閉鎖ということで対応させていただいているところであります。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 過日、富士見峠まで出向きましたら、上が通行止めと。そういう内容というのは、こういう時期ですからもっと下に通行止めというのを作っておく必要があるんじゃないかと思うんですけども。この工事が出れば、そういう交通看板等、そういうのも含まれているのかどうか。今、通行止めになっているということを周知をしているのかどうかと。

補助金がついたから、すぐやったださるといふことで、工期的にはいつぐらい考えているのかと。

その2つをお願いいたします。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 落石事故につきましては不測の事態でございますので、昨年3月中に一部看板を立てさせていただいております。これにつきましては、本村側からでは、富士見峠までは景観、眺望がいいこともありまして、そこまで上がられる方もいらっしゃいます。富士見峠については、車の旋回が取れるスペースございますので、そこまでは上がれる状態に対応させていただいております。

また、伊香保から榛東村へ抜ける道につきましては、伊香保の管理事務所、この場所に、この先榛東村へ通行できませんということで看板を立てさせていただき、進入される方への注意喚起は行っております。

また、4月5日よりキャンプ場がオープンしております。このため、キャンプ場のご利用の方が富士見峠まで上がっていくケースも考えられますので、富士見峠までは上がれるということで、周知を図らせていただいております。

以上です。

すみません、工期につきましては、この後、予算のご承認いただいた後に、県に交付申請等の手続をさせていただき、その後の設計、発注ということで、夏頃までは工事、かかるかと思われま。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第37号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第37号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第37号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ◎閉 会

○議長（小山久利君） これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和4年第3回榛東村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時45分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 小 山 久 利

榛東村議会議員 小 野 関 治 義

榛東村議会議員 清 水 健 一